

災害公営住宅の整備について

1 災害公営住宅

今回の震災で住宅を失い、その後、個人で再建することが困難な方々のために、災害公営住宅を建設し、住宅を提供する事業です。

2 計画戸数

住民の意向把握に努めながら、必要戸数を決定していきます。

3 建設場所

巨理地区・荒浜地区・吉田地区 計3地

※ 各建設場所の戸数内訳については、今後、住民の意見把握に努めながら決定していきます。

4 スケジュール

平成24年より順次着手

※ 通常、設計から工事完了までは約2年かかりますが、町では早期完成に向け、引き続き努力していきます。

5 入居者条件【現行制度】

① 災害発生の日から3年間は、災害により失った住宅に居住していた方になります。

② 災害発生の日から3年以降は、入居収入基準要件など適用があります。

※ ①、②について現在、国で見直し検討中

③ 原則、家賃がかかります。

6 住宅のタイプ

原則、集合住宅（アパート）タイプ

参考

【集合住宅の面積の間取りの目安】（建築設計資料集成より）

